

おくやみ  
ガイドブック



南会津町

## ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去に心からご冥福をお祈り申し上げます。

南会津町では、ご遺族の方が届出等を行わなければならない役場関係の手続きについて、ガイドブックを作成いたしました。

ご不明な点がありましたら、担当窓口までお問い合わせください。

このガイドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

南会津町

## もくじ

- 1～2 チェックシート
- 3～17 役場での手続き
- 18 ご遺族メモ/家系図（3親等内の親族）
- 19 ご遺族メモ/故人の財産について

### 故人・手続きする方の情報

	氏名（ふりがな）	生年月日	住 所
故 人		明治・大正・昭和 和・平成・令和  年 月 日	南会津町
	（亡くなられた日：令和 年 月 日）		
手 続 き す る 方	氏名（ふりがな）	生年月日	住 所
		明治・大正・昭和 和・平成・令和  年 月 日	<input type="checkbox"/> 故人と同じ
故人との続柄：夫・妻・子・兄弟姉妹・その他 _____			

## 1. チェックシート①

故人について当てはまる情報に✓点をつけてください。

「はい」に✓点がついた項目は、該当ページで確認してください。

	確認事項（故人について）	チェック	該当ページ	確認欄
死亡届 火葬の 許可	これから死亡届を行う	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.3	
住民 登録等	印鑑登録されていませんか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.3.	
	住民基本台帳カードをお持ちでしたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.3	
	個人番号通知カード又はマイナンバーカードをお持ちでしたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.3	
	各種手続きで戸籍（除籍）が必要ですか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.4	
健康 保険	国民健康保険に加入していましたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.4	
	後期高齢者医療に加入していましたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.5	
年金	国民年金を受給又は加入していましたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.6	
介護 保険	介護保険証等をお持ちでしたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.7	
	高額介護サービス費を受給していましたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.7	
子育て 等	児童手当を受けているご家庭でしたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.7	
	児童扶養手当及び特別扶養手当を受けているご家庭でしたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.8	
	ひとり親家庭医療費助成を受給していましたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.8	
	子ども医療費受給資格証をお持ちでしたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.9	
	妊産婦医療費受給資格証をお持ちでしたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.9	
	障がい児福祉手当を受給していましたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.9	
障がい 福祉	障がい者手帳をお持ちでしたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.10	
	重度心身障がい者医療助成を受けていましたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.10	
	特別障がい者手当等を受給していましたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.10	
	自立支援医療（精神通院医療）の受給者証をお持ちでしたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.11	

## 1. チェックシート②

故人について当てはまる情報に✓点をつけてください。

「はい」に✓点がついた項目は、該当ページで確認してください。

	確認事項（故人について）	チェック	該当ページ	確認欄
税金	町税等を口座振替で納付している口座の名義人でしたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.11	
	町・県民税が課税されていましたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.11	
	原付バイク、小型特殊（コンバイン等）をお持ちでしたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.12	
土地・道路等	土地・家屋を所有していましたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.12	
	土地区画整理事業区域内に土地を所有していましたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.13	
	道路、法定外公共物（水路等）の占有許可・使用許可を受けていましたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.13	
農地など	山林を所有していましたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.14	
	農地（田又は畑）を所有していましたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.14	
	農業者年金を受給していましたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.14	
町営墓地	町営墓地の使用許可を受けていましたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.15	
上下水道	水道・下水道を使用していましたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.15	
住宅	町営住宅に入居していましたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.16	
	誰も住まない住宅（空き家）になりますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.16	
	合併浄化槽又は単独浄化槽を使用していますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.17	
その他	犬を飼っていましたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.17	

## 役 場 で の 手 続 き

### 死亡届、火葬許可申請の手続

◇ 死亡届を提出される前に必ず火葬の予約をしてください。予約されていないと、火葬許可書の発行ができません。

東部聖苑を利用される方は、「株式会社しもごう環境サービス」に火葬の予約をしてください。 ☎0241-67-3707

西部斎苑を利用される方は、直接「西部斎苑」に火葬の予約をしてください。

☎0241-73-2660（有限会社西部開発）

### 持 ち 物

○死亡届（右半面の死亡診断書に、医師による証明のあるもの）1通

### 受 付 窓 口

### 問 合 せ 先

☎0241-62-6120

・本庁舎1階 住民生活課戸籍住民係 ・各総合支所 町民課住民係

### 期 限

亡くなった日から7日以内

### 印鑑登録証、住民基本台帳カード

◇ 亡くなった方がお持ちだった場合は、返却してください。

### 持 ち 物

○印鑑登録証、住民基本台帳カード

### 受 付 窓 口

### 問 合 せ 先

☎0241-62-6120

・本庁舎1階 住民生活課戸籍住民係 ・各総合支所 町民課窓口

### マイナンバーカード、個人番号通知カードについて

◇ 返却の必要はありません。

今後の各種手続きにおいて、個人番号が必要になる場合がありますので、手続き終了後にカードを破棄してください。

### 問 合 せ 先

本庁舎1階 住民生活課戸籍住民係 ☎0241-62-6120

### 亡くなった方の戸籍の取得方法

◇ 本庁舎 1 階住民生活課戸籍住民係、各総合支所町民課、お近くの市区町村窓口でも請求できます。(戸籍の広域交付により、全国の戸籍が請求できるようになりました。くわしくは窓口までお問い合わせください。)

- ① 亡くなった方と同じ戸籍に記載のある方
- ② 配偶者、直系尊属(父母等)、直系卑属(子、孫等)
- ③ 第三者

①、②以外で、自身の権利行使・義務履行のため亡くなった方の戸籍が必要な方。  
この場合、請求理由を詳しく記載していただき、請求が正当なものであることを示す書類を提出していただきます。

### 持ち物

○本人確認書類として次のものをお持ちください(AまたはBのどちらか)。

(A) 請求者本人の顔写真がついているもの…1 種類

マイナンバーカード、自動車運転免許証、パスポート等の官公庁発行のもの

(B) 請求者本人の御写真がついていないもの…2 種類

健康保険証、年金手帳等の官公庁発行のもの

### 受付窓口

### 問合せ先

☎0241-62-6120

・本庁舎 1 階 住民生活課戸籍住民係 ・各総合支所 町民課住民係

### 国民健康保険の手続き

◇ 亡くなった方が国民健康保険に加入していた場合は、保険証を返還してください。

◇ 喪主(葬祭執行者)の方は、葬祭費の申請ができます。

◇ 亡くなった方が世帯主で、同じ世帯に国民健康の被保険者がいる場合は、被保険者の世帯主変更が必要です。

### 持ち物

○亡くなった方の国民健康保険証

○限度額適用認定証、特定疾病療養受療証(お持ちの方のみ)

○喪主(葬祭執行者)の預金通帳

○喪主(葬祭執行者)の身分証明書(写し可)

### 受付窓口

### 問合せ先

☎0241-62-6120

・本庁舎 1 階 住民生活課国保年金係 ・各総合支所 町民課住民係

### 期 限

【保険証の返還】お早めにお手続きください。

【葬祭費の支給申請】葬祭を行った日の翌日から 2 年以内



## 公的年金関係の手続き ①

### ◇ 未支給年金の請求

国民年金・厚生年金等の公的年金は、日本年金機構や各共済組合から後払いで支給されるため、受給権は死亡当月まで続きます。受給者が亡くなったときには受け取られなかった支払月分が生じ、これを未支給年金といいます。

年金受給者が死亡したときに生計同一であった等、一定の要件を満たすご遺族は、この未支給年金について、亡くなった方に代わり請求することができます。

(3親等以内で生計同一のご遺族に限ります。また、請求順位があります。)

### 持ち物

- 亡くなった方の年金証書
- 戸籍謄本等（亡くなった方と請求者の続柄が確認できるもの）
- 請求者の個人番号がわかるもの（マイナンバーカードなど）
- 請求者の本人確認書類
- 請求者名義の振込口座の通帳

※手続きの内容や請求者の状況により必要なものが異なりますので、上記以外のものを求められる場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

### 受付窓口

### 問合せ先

☎0241-62-6120

- ・本庁舎1階 住民生活課国保年金係
- ・各総合支所 町民課住民係

### 期限

請求権の消滅時効は、受給者の年金の支払日の翌月の初日から5年以内

## 公的年金関係の手続き ②

### ◇ 遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金の請求

亡くなった方が国民年金加入者であった場合、上記の請求ができる場合があります。届出人の必要要件及び必要書類は、各々異なりますので、窓口にてお問い合わせください。

### 持ち物

○請求する年金・一時金の種類によって異なりますので、下記受付窓口までお問い合わせください。

### 受付窓口

### 問合せ先

☎0241-62-6120

- ・本庁舎1階 住民生活課国保年金係
- ・各総合支所 町民課住民係

### 期限

遺族基礎年金、寡婦年金…受給権者の年金の支払日の翌月の初日から5年以内

死亡一時金…亡くなった日の翌日から2年以内

※厚生年金加入期間がある方や厚生年金加入者の被扶養者であった方は、町役場で手続きができない場合がありますので、その際は会津若松年金事務所での手続きとなります。

### 介護保険の手続きについて

- ◇ 亡くなった方が65歳以上又は要介護認定を受けていた場合は、介護保険被保険者証などの返還が必要です。
- ◇ 高額介護サービス費を受給していて、振込先が亡くなった方の口座の場合は、振込先の変更手続きが必要です。

#### 持ち物

亡くなった方の

- 介護保険被保険者証
- 介護保険負担割合証(お持ちの方のみ)
- 介護保険負担限度額認定証(お持ちの方のみ)

【以下は高額介護サービス費を受給していた方の場合のみ持参ください】

- 法定相続人(配偶者、子、両親等)の印鑑と預金通帳
- 法定相続人(配偶者、子、両親等)の身分を証明できるもの

#### 受付窓口

#### 問合せ先

☎0241-62-5050

- ・本庁舎1階 健康福祉課介護保険係
- ・各総合支所 町民課住民係

#### 期限

お早めにお手続きください。

### 児童手当の手続き

- ◇ 亡くなった方が児童手当を受給していた場合、受給者変更の手続きが必要です。

#### 持ち物

【受給者変更手続き】

- 新たに請求者になる方の健康保険証（共済の健康保険証の場合のみ）
- 新たに請求者になる方の振込先口座がわかるもの
- 申請者の本人確認書類（マイナンバーカード、自動車免許証等）

【未払児童手当請求手続き】

- 養育者の本人確認書類（マイナンバーカード、自動車免許証等）
- 対象児童の振込先口座がわかるもの

#### 受付窓口

#### 問合せ先

☎0241-62-6170

- ・本庁舎1階 健康福祉課子育て支援係
- ・各総合支所 町民課住民係

#### 期限

亡くなった日の翌日から15日以内（受給できない月が発生しないための期限）

### 児童扶養手当・特別児童扶養手当の手続き

- ◇ 亡くなった方が児童扶養手当や特別児童扶養手当を受給していた場合、手続きが必要です。
- ◇ 亡くなった方が支給対象の児童であった場合、手続きが必要です。

#### 持ち物

○個々の状況に応じて手続きが異なってくるため、詳しくは、下記受付窓口の子育て支援係までお問い合わせください。

#### 受付窓口

- ・本庁舎1階 健康福祉課子育て支援係
- ・各総合支所 町民課住民係

#### 問合せ先

☎0241-62-6170

#### 期限

お早めにお手続きください。

### ひとり親家庭医療費助成の手引き

- ◇ 亡くなった方がひとり親家庭医療費助成を受給されていた場合は、資格者証の返還等手続きが必要です。

#### 持ち物

○ひとり親家庭医療費受給資格者証

#### 受付窓口

- ・本庁舎1階 健康福祉課子育て支援係
- ・各総合支所 町民課住民係

#### 問合せ先

☎0241-62-6170

#### 期限

お早めにお手続きください。

Memo

---

---

---

---

---

---

---

---

### 子ども医療費受給資格者証の手続き

- ◇ 亡くなった方が受給者であった場合、受給者、保険証、口座等の変更手続きが必要です。
- ◇ 亡くなった方が対象の子どもであった場合は、資格証返還の手続きが必要です。

#### 持ち物

- 子ども医療費受給資格証
- 新たに交付された子どもの保険証（亡くなった方が被保険者であった場合のみ）
- 新たに受給者になる方の口座のわかるもの（亡くなった方の口座が登録されている場合のみ）

#### 受付窓口

#### 問合せ先

☎0241-62-6120

- ・本庁舎1階 住民生活課国保年金係
- ・各総合支所 町民課住民係

#### 期限

お早めにお手続きください。

### 妊産婦医療費助成を受給されていた方

- ◇ 亡くなった方が受給者であった場合、手続きが必要となります。

#### 持ち物

- 妊産婦医療費受給資格証
- 法定相続人（配偶者、両親等）の預金通帳

#### 受付窓口

#### 問合せ先

☎0241-62-6120

- ・本庁舎1階 住民生活課国保年金係
- ・各総合支所 町民課住民係

#### 期限

お早めにお手続きください。

### 障がい児福祉手当を受給されていた方

- ◇ 亡くなった方が障がい児福祉手当を受給していた児童の場合、手続きが必要となります。

#### 持ち物

- 個々の状況によって異なりますので、下記受付窓口までお問い合わせください。

#### 受付窓口

#### 問合せ先

☎0241-62-6170

- ・本庁舎1階 健康福祉課社会福祉係
- ・各総合支所 町民課住民係

#### 期限

お早めにお手続きください。

### 各種障がい者手帳の手続き

◇ 亡くなった方が次のいずれかの手帳をお持ちだった場合は、手帳の返還等の手続きが必要です。

- ・身体障がい者手帳
- ・心身障がい者保健福祉手帳
- ・療育手帳

#### 持ち物

- 該当する手帳
- 届出人の印鑑

※ご用意できないものがある場合は、下記受付窓口の健康福祉課までお問い合わせください。

#### 受付窓口

#### 問合せ先

☎0241-62-6170

- ・本庁舎1階 健康福祉課社会福祉係
- ・各総合支所 町民課住民係

#### 期限

お早めにお手続きください。

### 重度心身障がい者医療費助成の手続き

◇ 亡くなった方が重度心身障がい者医療費受給者証をお持ちだった場合は、受給者証の返還等の手続きが必要です。

#### 持ち物

- 重度心身障がい者医療費受給者証
- 法定相続人（配偶者、子、両親等）の預金通帳
- 届出人の身分証明書

※ご用意できないものがある場合は、下記受付窓口の健康福祉課までお問い合わせください。

#### 受付窓口

#### 問合せ先

☎0241-62-6170

- ・本庁舎1階 健康福祉課社会福祉係
- ・各総合支所 町民課住民係

#### 期限

お早めにお手続きください。

### 特別障がい者手当等の手続き

◇ 亡くなった方が特別障がい者手当等を受給していた場合は、喪失手続きが必要です。

#### 持ち物

- 届出人（直系の同居親族）の預金通帳

#### 受付窓口

#### 問合せ先

☎0241-62-6170

- ・本庁舎1階 健康福祉課社会福祉係
- ・各総合支所 町民課住民係

#### 期限

お早めにお手続きください。

### 自立支援医療（精神通院医療）の手続き

◇ 亡くなった方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合は、受給者証の返還が必要です。

#### 持ち物

○届出人（直系の同居親族）の預金通帳

#### 受付窓口

・本庁舎1階 健康福祉課社会福祉係 ・各総合支所 町民課住民係

#### 問合せ先

☎0241-62-6170

#### 期限

お早めにお手続きください。

### 町税等の口座振替廃止・変更手続き

◇ 亡くなった方の口座を町税等の口座振替に登録していた場合、廃止手続きが必要です。

また、別口座に変更手続きができます。

◆ 亡くなった方の口座振替を廃止して納付書で納付される方

- ① 亡くなった方の口座のある金融機関にて、口座振替の廃止の手続きを行ってください。
- ② 後日、ご遺族の方などに納付書が送付されます。

◆ 別口座に登録口座を変更される方

- ① 亡くなった方の口座のある金融機関にて、口座振替の廃止の手続きを行ってください。
- ② 新たに登録したい口座のある金融機関にて口座振替の変更の手続きを行ってください。

#### 持ち物

○廃止・登録したい口座の預金通帳及び口座届出印

○納税通知書または口座振替不能通知書等（お問い合わせ番号・整理番号がわかるもの）

#### 受付窓口

・本庁舎1階 税務課収税係 ・各総合支所 町民課住民係

#### 問合せ先

☎0241-62-6110

#### 期限

お早めにお手続きください。

### 原付バイク、小型特殊（コンバイン等）の手続き

◇ 亡くなった方が原付バイクや小型特殊（コンバイン等）を所有していた場合は、廃車や名義変更の手続きが必要です。

#### 持ち物

○下記受付窓口までお問い合わせください。

#### 受付窓口

・本庁舎1階 税務課収税係 ・各総合支所 町民課住民係

#### 問合せ先

☎0241-62-6110

#### 期限

お早めにお手続きください。

### 土地・家屋の手続き

◇亡くなった方が土地・家屋を所有していた場合は、現所有者の申告手続きが必要です。

#### 持ち物

○下記の受付窓口にお問い合わせください。

#### 受付窓口

・本庁舎1階 税務課固定資産税係 ・各総合支所 町民課住民係

#### 問合せ先

☎0241-62-6110

#### 期限

亡くなった日から3カ月以内にお手続きください。

#### その他

土地・家屋の相続登記については、下記にお問い合わせください。

福島地方法務局若松支局田島出張所 ☎0241-62-0249

Memo

---

---

---

---

---

---

---

---

**土地区画整理事業区域内に土地を所有している場合**

◇ 亡くなった方が土地区画整理事業区域内に土地を所有していた場合は、相続届出等の変更手続きが必要です。

**持ち物**

【仮換地の所有者】

○届出は必要ありませんが、法務局へ相続登記の手続きが必要です。

その際には、仮換地証明が必要なため、申し出てください。

**受付窓口**

・本庁舎2階 建設課都市計画係

**問合せ先**

☎0241-62-6230

**期限**

お早めにお手続きください。

**道路、法定外公共物（水路等）の占有許可・使用許可**

◇ 亡くなった方が道路占有をしていたり、法定外公共物（水路等）を使用していた場合は、変更手続きが必要です。

**持ち物**

○下記の受付窓口にお問い合わせください。

**受付窓口**

・本庁舎2階 建設課管理係 ・各総合支所 振興課農林建設係

**問合せ先**

☎0241-62-6230

**期限**

お早めにお手続きください。

Memo

-----

-----

-----

-----

-----

-----

### 山林に関する手続き

- ◇ 亡くなった方が山林を所有していた場合は、手続きが必要です。  
役場での手続きは、法務局での相続手続きが済んでからになります。

#### 持ち物

- 登記事項証明書（登記完了証でも可）
- 土地の位置がわかる地図（公図でなくても結構です）

#### 受付窓口

問合せ先

☎0241-62-6220

- ・本庁舎2階 農林課林政係
- ・各総合支所 振興課農林建設係

#### 期限

相続登記完了後、90日以内にお手続きください。

### 農地に関する手続き

- ◇ 亡くなった方が農地を所有していた場合は、手続きが必要です。  
役場での手続きは、法務局での相続手続きが済んでからになります。

#### 持ち物

- 登記事項証明書（登記完了証でも可）
- 土地の位置がわかる地図（公図でなくても結構です）

#### 受付窓口

問合せ先

☎0241-62-6320

- ・本庁舎2階 農業委員会
- ・各総合支所 振興課農林建設係

#### 期限

相続登記完了後、90日以内にお手続きください。

### 農業者年金の手続き

- ◇ 亡くなった方が農業者年金を受給していた場合は、死亡の届出が必要です。

#### 持ち物

- 下記受付窓口または農業委員会事務局にお問い合わせください。

#### 受付窓口

- ・最寄りの会津よつば農業協同組合各支店
- ・農業委員会事務局 ☎0241-62-6320

#### 期限

お早めにお手続きください。

## 町営墓地（観音寺墓地）の手続き

### 1. 町営墓地の利用者が亡くなった場合

◇ 権利を継承するために墓地権利承継届の提出が必要になります。

#### 持ち物

- 墓地利用許可書
- 現利用者（亡くなった方）の死亡を確認できる書類（火葬許可証、戸籍の除票等）
- 新たに利用者になろうとする方の住民票（本籍・続柄記載のもの）
- 現利用者（亡くなった方）と新たに利用者になろうとする方の親族関係を確認できる書類（戸籍謄本等）
- 年間管理料の口座振替を希望する場合は、新たに利用者になろうとする方の預金通帳と届出印

### 2. 亡くなった方を町営墓地に埋葬する場合

◇ 墓地埋葬（改葬）届の提出が必要になります。

#### 持ち物

- 墓地利用許可書
- 亡くなった方の火葬許可証の写し

#### 受付窓口

- ・本庁舎1階 環境水道課環境衛生係

#### 問合せ先

☎0241-62-6140

#### 期限

お早めにお手続きください。

## 水道・下水道の手続き

◇ 水道・下水道を使用している家庭で、利用名義人が亡くなった場合は、名義変更の手続きが必要です。

◇ 水道水以外の水源（井戸水等）を生活用水に利用し、下水道に接続しているご家庭で、同居のご家族が亡くなった場合は、世帯人数の変更手続きが必要です。

#### 持ち物

○手続きの種類によって異なりますので、詳しくは下記受付窓口にお問い合わせください。

#### 受付窓口

- ・本庁舎1階 環境水道課業務係
- ・各総合支所 振興課環境水道係

#### 問合せ先

☎0241-62-6140

#### 期限

お早めにお手続きください。

### 町営住宅の手続き

◇ 亡くなった方が町営住宅に入居していた場合、次の手続きが必要です。

- ◆ 亡くなった方が住宅名義人で、同居者が新たな名義人となる場合には、承継届出が必要です。承継する場合には、名義人として必要な要件があります。
- ◆ 住宅名義人以外の同居の方が亡くなった場合は、同居者異動届出が必要です。
- ◆ 町営住宅を退去される場合は、退去の手続きが必要です。

※なお、個々の状況によって要件や手続き内容が異なりますので、前もって下記の受付窓口までお問い合わせください。

#### 持ち物

○手続きの種類によって異なりますので、詳しくは下記受付窓口にお問い合わせください。

#### 受付窓口

- ・本庁舎2階 建設課管理係
- ・各総合支所 振興課農林建設係

#### 問合せ先

☎0241-62-6230

#### 期限

お早めにお手続きください。

### 住宅の維持管理（空き家対策）

- ◇ 亡くなった方の住宅に引き続き誰も住まなくなると、空き家になります。
- ◇ 空き家の維持管理が行き届かなくなると荒廃が進み、周辺に危害が及ぶ恐れがあります。
- ◇ 空き家に関する相談は、下記の受付窓口までお問い合わせください。

#### 受付窓口

- ・本庁舎2階 総合政策課地域振興係
- ・各総合支所 振興課企画観光係

#### 問合せ先

☎0241-62-6210

Memo

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

### 合併浄化槽・単独浄化槽の手続き

◇ 亡くなった方が浄化槽の管理者になっていた場合は、次の手続きが必要です。

- ◆ 引き続き使用する場合は、浄化槽管理者変更報告書の提出が必要です
- ◆ 使用する予定がある場合でも、長期間使用しない場合は、浄化槽使用休止届の提出が必要です。
- ◆ 建物を解体するなど浄化槽を今後使用することがない場合は、浄化槽廃止報告書の提出が必要です。

※なお、個々の状況によって要件や手続き内容が異なりますので、前もって下記の受付窓口までお問い合わせください。

#### 持ち物

○手続きの種類によって異なりますので、詳しくは下記受付窓口にお問い合わせください。

#### 受付窓口

#### 問合せ先

☎0241-62-6140

- ・本庁舎1階 環境水道課下水道係
- ・各総合支所 振興課環境水道係

#### 期限

お早めにお手続きください。

### 飼い犬の手続き

◇ 亡くなった方が飼い犬の所有者であった場合は、所有者の変更手続きが必要です。

#### 持ち物

○犬の鑑札

#### 受付窓口

#### 問合せ先

☎0241-62-6140

- ・本庁舎1階 環境水道課環境衛生係
- ・各総合支所 振興課環境水道係

#### 期限

お早めにお手続きください。

Memo

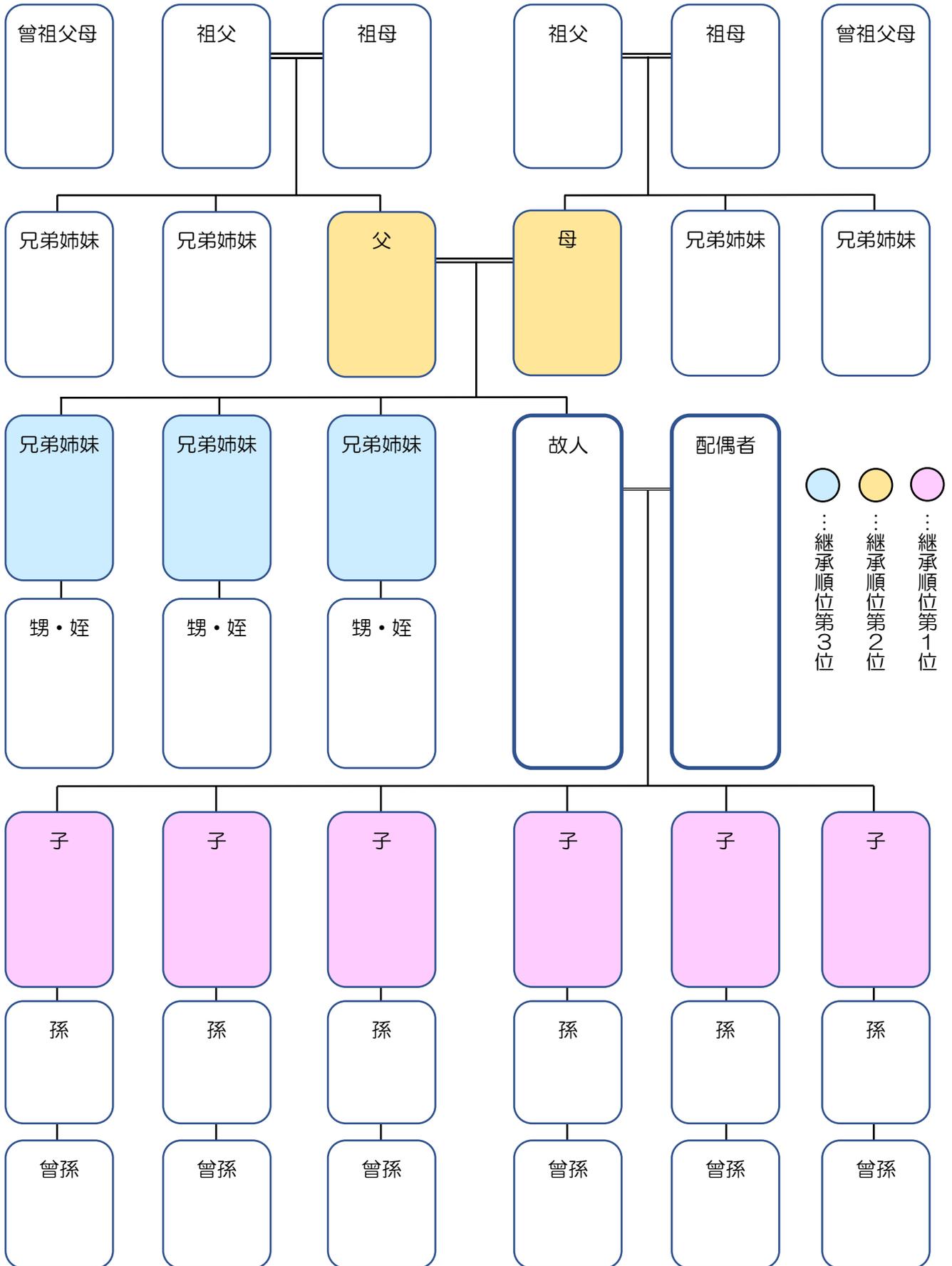
---

---

---

---

ご遺族メモ / 家系図（3親等内の親族）



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。  
 詳しくは法務局 HP ([http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7\\_000013.html](http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html)) をご覧ください。

## 故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・ 損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・ 企業年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考
その他				



発行	南会津町役場住民生活課
発行年月	2022年 6月
一部改訂	2023年12月